

賀露地区まちづくり協議会会則

(名称及び事務所)

第1条 この会は、賀露地区まちづくり協議会（以下「協議会」という。）と称し、事務所を賀露地区公民館に置く。

(目的)

第2条 協議会は、地区住民の共通する課題の解決に主体的に取り組むとともに、魅力ある、安心・安全な住みよいまちづくりを行政との協働により実現することを目的とする。

(組織の構成)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するために賀露地区内で活動する別表に掲げる団体（以下「各種団体」という。）をもって構成する。

2 協議会の委員（以下「委員」という。）は、各種団体の長若しくは代表者又は会長が必要と認める者とする。

(事業)

第4条 協議会は、第2条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 賀露地区内における課題把握のための協議、学習等に関すること。
- (2) 課題解決のための関係行政機関との協働に関すること。
- (3) 各種団体の活動の活性化と連携強化に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、協議会の目的の達成に寄与する各種事業に関すること。

(役員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 会計 1名（事務局兼務）
- (5) 会計監査 2名

(役員を選任)

第6条 役員を選任は、次のとおりとする。

- (1) 会長、副会長、会計及び会計監査は、総会において委員のうちから選任する。
- (2) 事務局長は、賀露地区公民館長とする。

(役員の任期)

第7条 役員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、協議会の会務を総括し、協議会を代表する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- (3) 事務局長は、協議会の事務を総括する。
- (4) 会計は、協議会の会計事務を行う。
- (5) 会計監査は、協議会の経理を監査する。

(会議)

第9条 協議会の会議は、次のとおりとし、いずれの会議も会長がこれを招集し、議長となる。

- (1) 総会
- (2) 役員会
- (3) 運営会議

(総会)

第10条 総会は、委員をもって構成し、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び事業報告に関する事項
- (2) 予算の決定及び決算の承認に関する事項
- (3) 会則の改廃に関する事項
- (4) 役員承認に関する事項
- (5) その他協議会の運営に関する重要事項

2 総会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 総会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 4 総会は、毎年4月に開催する。ただし、やむを得ない事情により4月に開催できないときは、この限りでない。
- 5 会長は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、臨時に総会を開催することができる。

(役員会)

- 第11条 役員会は、役員（会計監査を除く。ただし、会長が必要があると認めるときは、この限りでない。）をもって構成し、次の事項を審議する。
- (1) 総会に付議する事項
 - (2) 事業の企画・運営に関する事項
 - (3) 予算の執行状況に関する事項
 - (4) その他会長が特に必要と認める事項
- 2 役員会は、役員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
 - 3 役員会の議事は、出席した役員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 - 4 役員会は、会長が必要と認める都度開催する。

(運営会議)

- 第12条 運営会議は、委員及びその内容に応じてその都度会長が必要と認める者をもって構成し、第4条各号に掲げる事業その他必要な事項について、協議し、及び検討する。
- 2 運営会議は、会長が必要と認める都度開催する。

(会計)

- 第13条 協議会の経費は、補助金その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

- 第14条 協議会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

附則

この会則は、平成21年9月13日から施行する。

別表（第3条関係）

団体の名称	略称
賀露町自治会	自治会
賀露地区公民館	公民館
賀露地区社会福祉協議会	社 福
賀露婦人会	婦人会
賀露地区老人クラブ連合会	老人クラブ
賀露町子ども会助成会	子ども会助成会
賀露小学校教育振興会	小学校P
賀露町体育会	体育会
賀露町環境部	環境部
賀露町防犯協議会	防 犯
賀露地区健康づくり推進員会	健 推
賀露地区民生委員児童委員協議会	民 生
賀露地区食生活改善推進員会	食 推
賀露町交通安全協会	交通安全
鳥取市消防団賀露分団	消防団
賀露みなと観光協会	みなと観光
賀露文化保存会	文化保存会